

手数料の変更点（京整振まとめ）

令和5年1月1日以降の自動車検査手数料（案）

道路運送車両法関係手数料令 第二条、第三条関係

法第二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおり…

（国に納める手数料額の変更点を含む）

| 新規検査 | 登録車現行 | 登録車改正後 | 軽自動車現行 | 軽自動車改正後 |
|--|--|--|---------|-----------------------|
| 完成検査終了証の提出（OSS 除く） | 大特・普・小 1,200 円 二輪 1,100 円 | 1,500 円 1,400 円 | 1,100 円 | 1,500 円 |
| 完成検査終了証の提出（OSS 申請） | 大特・普・小 1,000 円 （二輪 OSS 不可） | 1,300 円 | | 1,300 円 （R5.1 月開始） |
| 保適証＋一時抹消登録識別情報（検査証返納証明書）、または限定検査証＋限定保適証の提出（OSS 除く） | 1,100 円 | 1,300 円 | 1,100 円 | 1,300 円 |
| 限定車検証の提出（持込） | 1,300 円 （国 400 円＋機構 900 円） | 1,400 円 （国 500 円＋機構 900 円） | 1,200 円 | 1,400 円 |
| 持込検査 | 小型・二輪 2,000 円 （国 400 円＋機構 1,600 円） 普通・大特 2,100 円 （国 400 円＋機構 1,700 円） | 2,100 円 （国 500 円＋機構 1,600 円） 2,200 円 （国 500 円＋機構 1,700 円） | 1,400 円 | 1,900 円 |

※ 二輪、大特以外は別途技術情報管理手数料 400 円徴収されます。

| 継続検査 | 登録車現行 | 登録車改正後 | 軽自動車現行 | 軽自動車改正後 |
|--------------------|--|--|---------|---------|
| 保適証の提出（OSS 除く） | 大特・普・小 1,200 円 二輪 1,100 円 | 1,400 円 1,200 円 | 1,100 円 | 1,400 円 |
| 保適証の提出（OSS 申請） | 大特・普・小 1,000 円 （二輪 OSS 不可） | 1,200 円 | 1,100 円 | 1,200 円 |
| 限定検査証＋限定保適証の提出（指定） | 1,100 円 | 1,200 円 | 1,100 円 | 1,200 円 |
| 限定車検証の提出（持込） | 1,300 円 （国 400 円＋機構 900 円） | 1,400 円 （国 500 円＋機構 900 円） | 1,200 円 | 1,400 円 |
| 持込検査 | 小型・二輪 1,700 円 （国 400 円＋機構 1,300 円） 普通・大特 1,800 円 （国 400 円＋機構 1,400 円） | 1,800 円 （国 500 円＋機構 1,300 円） 1,900 円 （国 500 円＋機構 1,400 円） | 1,400 円 | 1,800 円 |

※ 二輪、大特以外は別途技術情報管理手数料 400 円徴収されます。

| 構造等変更検査 | 登録車現行 | 登録車改正後 | 軽自動車現行 | 軽自動車改正後 |
|---------|--|--|---------|---------|
| | 小型・二輪 2,000 円 (国 400 円+機構 1,600 円) 普通・大特 2,100 円 (国 400 円+機構 1,700 円) | 2,100 円 (国 500 円+機構 1,600 円) 2,200 円 (国 500 円+機構 1,700 円) | 1,400 円 | 1,900 円 |

※ 二輪、大特以外は別途技術情報管理手数料 400 円徴収されます。

| 予備検査 | 登録車現行 | 登録車改正後 | 軽自動車現行 | 軽自動車改正後 |
|--|--|--|---------|---------|
| 保適証+一時抹消 登録識別情報（検 査証返納証明書）、 または限定検査証 +限定保適証の提 出（指定） | 1,100 円 | 1,300 円 | 1,100 円 | 1,300 円 |
| 限定車検証の提出 （持込） | 1,300 円 (国 400 円+機構 900 円) | 1,400 円 (国 500 円+機構 900 円) | 1,200 円 | 1,400 円 |
| 持込検査 | 小型・二輪 2,000 円 (国 400 円+機構 1,600 円) 普通・大特 2,100 円 (国 400 円+機構 1,700 円) | 2,100 円 (国 500 円+機構 1,600 円) 2,200 円 (国 500 円+機構 1,700 円) | 1,400 円 | 1,900 円 |

※ 二輪、大特以外は別途技術情報管理手数料 400 円徴収されます。

この他、道路運送車両法関係手数料令 第一条関係として
自動車検査証の再交付 一件につき 300 円 → 350 円

【参考 法第百二条】

道路運送車両法（手数料の納付）

第百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。次項において同じ。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号、第十号又は第十一号に掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

一 新規登録を申請する者

二 変更登録、移転登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者
(略)

2 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者は、実費（審査用技術情報管理事務に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国（協会にその申請をする場合には、協会）に、審査用技術情報管理事務に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

3 前項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、自動車検査証の交付に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に、基準適合性審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

以上